

地域主権改革推進一括法案における 道路構造令の取扱いについて

国土交通省 道路局 路政課

路政課に勤める道介くん。今日は彼女の道子さんを連れて、道介くんの両親との食事会です。

道子

さあ、早く道介さん。玄関の前で立っていてもしょうがないでしょう。早く入りましょうよ。

道介

うーん、そうんだけど…。僕の親父は頑固者だからなあ。道子さんが嫌な思いをするんじゃないかと心配でなかなか入れないんだ…。

道子

もう、男ならそこは心を決めて入りなさいよ。まったくもう。

道雄

そこにいるのは道介じゃないか。そんなところで何をしておるんじゃ。

道介

あっ、お、親父。こちらは前に言っていたみ、道子さん。

道子

初めまして、道子と申します。今日はよろしくお願ひします。

道雄

うむ。話は道介から聞いておる。あまり広い家でないが、くつろいでいってくれ。

(客間に通される二人)

道雄

道介から聞いていたとおり、道子さんは綺麗な方じゃの。道介にはもったいないくらいじゃ。ところで道介、ここまで車で来る途中で、何か気付いたことはないかの？路政課で働いておったのであれば、すぐに気付くことじゃと思うぞ。

道介

そんないきなり聞かれても。何か気付いたこと？うーん…。

道雄

ばかもん！新人でもあるまいし、そんなこと即答できなくてはだめではないか！一体東京で何をしておったんじゃ！まさか遊びほうけていたわけではあるまいな！

道介

えっと…。

道子

そういえば、道路の幅員が少し狭かった気がします。そのほかにも、道路構造令で定める道路の構造基準と異なる点がいくつかあったような気がしました。

道雄

まさか道路構造令という用語が出てくるとは意外じゃったな。そのとおり。道路構造令は、道路法第30条の委任を受けて定められている政令で、具体の道路の構造の技術的基準を定めておるんじやが、では道子さん、道路構造令の基準と異なると言っておったが、道路管理者が道路構造令で定める基準とは異なる道路構造を持つ道路を設置することは可能なのかな？

道子

はい、可能です。地方分権改革推進計画（平成21年12月15日閣議決定）を受け、都道府県道及び市町村道の構造の技術的基準について、設計車両、建築限界及び橋及び高架の道路等の設計自動車荷重に関する基準を除き、当該道路の道路管理者である都道府県又は市町村の条例に委任することとされたからです。

道雄

そうじゃな。道路構造令制定時に比して地方道の総延長も増加し、同令の制定から約40年が経過する中で、道路の構造に係る技術的知見が広く一般化してきたため、地方分権改革推進計画に基づき、道路の構造の技術的基準の一部については道路構造令で定める基準を「参酌すべき基準」として条例で定めることとされたんじや。では道子さん、この「参酌すべき基準」とは何だかわかるかい。

道子

「参酌すべき基準」ですか。それは…。

道介

代わりに僕が答えるよ。地方分権改革推進計画において、施設・公物設置管理の基準を条例に委任する場合における条例制定に関する国の基準の類型は、地方分権改革推進委員会の第3次勧告に沿って、従うべき基準、標準及び参酌すべき基準に分類され、そのうち参酌すべき基準とは、地方自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるものとされているんだ。

道雄

うむ。まあよしとしよう。しかし道子さん、どうしてそんなに道路行政について詳しいのじゃ？

道子

道介さんからよく仕事の話聞くのですが、話を聞くにつれて道路行政の奥深さを知り、自分でも色々勉強しているんです。

道雄

なるほど、それは感心じゃ。道介もうかうかしているとそのうち追い越されてしまうのではないか。それにしてもお前は良い娘さんとお付き合いしているようじゃな。道子さん、こんな息子だが、これからはぜひ仲良くしてやってくれ。

道子

はい、ありがとうございます。お父さんとも、また道路行政について話ができたと思います。

道雄

ははははは、それは老後の楽しみがまた1つ増えたわい。

道介

(おいおい、勘弁してくれよ…。)



参照条文

○道路法（昭和二十七年法律第百八十号）

（道路の構造の基準）

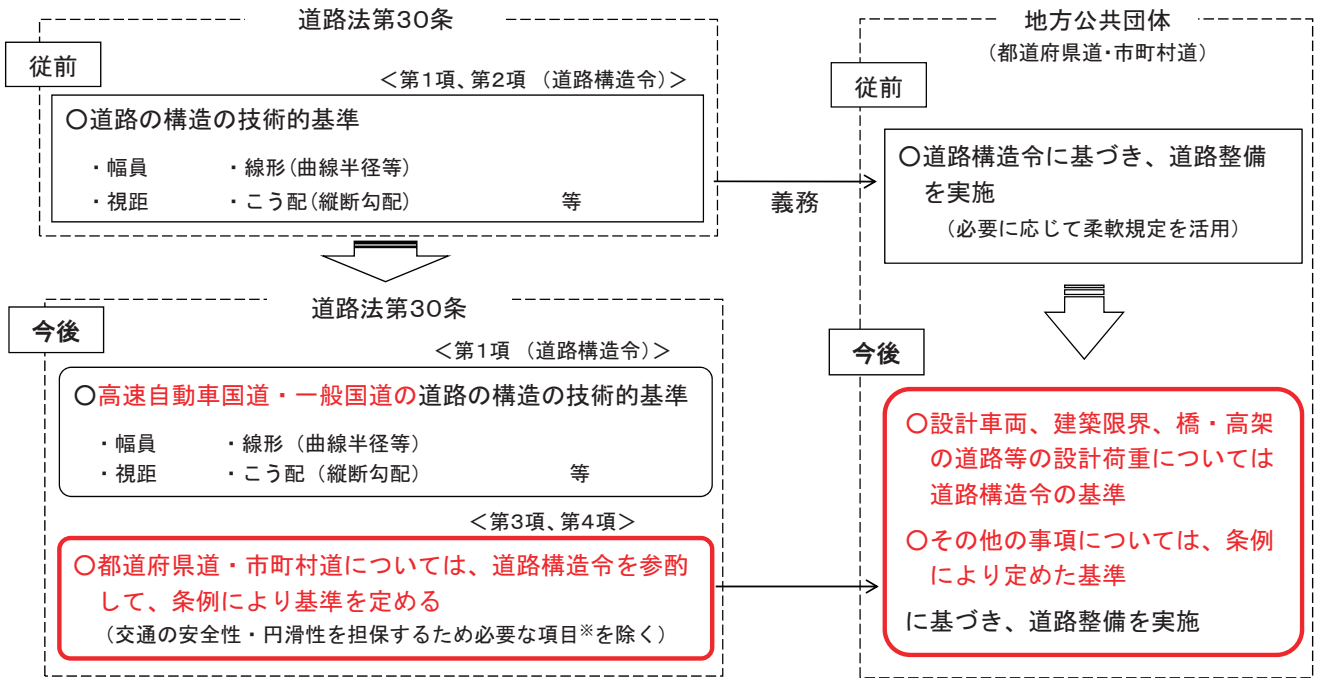
第三十条 高速自動車国道及び国道の構造の技術的基準は、次に掲げる事項について政令で定める。

- 一 通行する自動車の種類に関する事項
 - 二 幅員
 - 三 建築限界
 - 四 線形
 - 五 視距
 - 六 勾（こう）配
 - 七 路面
 - 八 排水施設
 - 九 交差又は接続
 - 十 待避所
 - 十一 横断歩道橋、さくその他安全な交通を確保するための施設
 - 十二 橋その他政令で定める主要な工作物の自動車の荷重に対し必要な強度
 - 十三 前各号に掲げるもののほか、高速自動車国道及び国道の構造について必要な事項
- 2 都道府県道及び市町村道の構造の技術的基準（前項第一号、第三号及び第十二号に掲げる事項に係るものに限る。）は、政令で定める。
- 3 前項に規定するもののほか、都道府県道及び市町村道の構造の技術的基準は、政令で定める基準を参酌して、当該道路の道路管理者である地方公共団体の条例で定める。

○道路構造令（昭和四十五年政令第三百二十号）

（この政令の趣旨）

第一条 この政令は、道路を新設し、又は改築する場合における高速自動車国道及び一般国道の構造の一般的技術的基準（都道府県道及び市町村道の構造の一般的技術的基準にあつては、道路法（以下「法」という。）第三十条第一項第一号、第三号及び第十二号に掲げる事項に係るものに限る。）並びに道路管理者である地方公共団体の条例で都道府県道及び市町村道の構造の技術的基準（同項第一号、第三号及び第十二号に掲げる事項に係るものを除く。）を定めるに当たつて参酌すべき一般的技術的基準を定めるものとする。



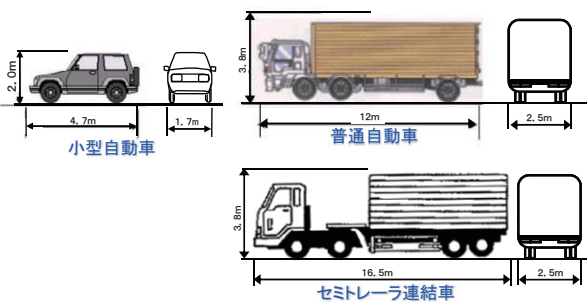
※ 交通の安全性・円滑性を担保するために必要な項目

- 1) 車両の規格等と道路構造の調整
 - 《設計車両(第4条)》
 - 《建築限界(第12条、第39条第4項、第40条第3項)》
- 2) 橋、高架の道路等の荷重条件(第35条第2項、第3項)

参考 車両の安全かつ円滑な通行のため必要な基準

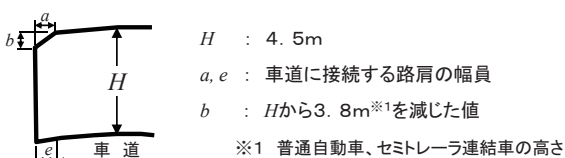
1) 車両の規格と道路構造の調整

《設計車両(第4条)》

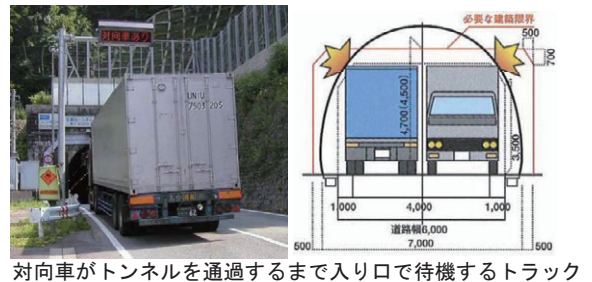


《建築限界(第12条)》

○車道に接続して路肩を設ける普通道路の車道の場合



(建築限界を確保できず大型貨物車がすれ違えない例)



(高さ制限に関する事故の例)



読売 朝刊 31面

トラックの荷台の建設機械が建築限界内の電線に接触、倒れた街路灯が幼児を直撃し、死亡

朝日 朝刊27面

橋桁にサンルーフから頭を出していた子供が衝突し死亡

2) 橋、高架の道路等の荷重条件(第35条第2項、第3項)

- 普通道路 245kN
- 小型道路 30kN

※国土交通省 HP 道路構造令における地域主権改革の動きについてより